

第 5 4 号議案

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 5 月 3 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

足立区事務手数料条例（昭和 3 3 年足立区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 の項種別・単位の欄及び額の欄を次のように改める。

(1) 旅館・ホテル営業 1 件 につき	3 万 6 0 0 円
(2) 簡易宿所営業 1 件につ き	1 万 6 , 5 0 0 円
(3) 下宿営業 1 件につき	1 万 6 , 5 0 0 円

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 3 0 年 6 月 1 5 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(旅館業法の一部改正に伴う準備行為に係る審査事務の手数料)

- 2 旅館業法の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 8 4 号）附則第 5 条第 1 項による許可の申請に対する審査の手数料は、この条例による改正後の足立区事務手数料条例別表第 2 の 1 の項の規定の例により徴収することができる。

(提案理由)

旅館業法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。